

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)
(旅行業法第12条の5による契約書面)
平成26年7月1日発行

お客様控

お客様名：様

提出日：年 月 日

観光庁長官登録旅行業第1890号(社)日本旅行業協会会員

株式会社日本旅行東北

契約前に必ずお読みください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等によりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行業務取扱料金

当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、旅行業務取扱料金を申し受けます。具体的な額については別紙見積書に明示します。

3. 旅行の申込み、契約の成立

- (1) 旅行を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に記入の上、当社が別に定める申込金とともに、当社に提出していただきます。
- (2) 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく旅行の申込みを受けることがあります。この場合、契約はご旅行引受書を交付した時に成立するものとします。
- (4) 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) 当社の業務上の都合があるとき。

5. 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、第2項の取扱料金をお支払いいただきます。

6. 旅行代金とその支払い時期

旅行代金(旅行費用並びに取扱料金をいいます。)の額は別紙見積書に記載します。お申込金・旅行代金はお支払い期限までに下記の金融機関にお振り込み願います。

申込金：円 お支払い日：平成 年 月 日
旅行代金の残額：円 お支払い日：平成 年 月 日
振込み口座
金融機関：銀行 支店
口座名：
口座番号：普通預金口座

7. 契約の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、当社に以下の変更手数料をお支払いいただきます。(消費税を含みます)

変更 手続料金	国内	1 運送・宿泊機関等につき 5 4 0 円
	海外	変更前の旅行費用または変更後の旅行費用のいずれか 高い方の旅行費用の 2 1 %

8. お客様による契約の解除

- (1) お客様のご都合により契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、別紙見積書に明示した取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
- (2) 当社の責に帰すべき事由により手配が不可能になったときは、お客様は契約を解除することができます
- (3) 前号により、契約が解除されたときは、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は、収受した旅行代金からお客様が旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を除いた額を払い戻します。この規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

9. 当社による契約の解除

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、契約を解除することがあります。
①お客様が第5項の期日までに旅行代金を支払わないとき。

②お客様が第4項(2)から(4)に該当することが判明したとき。

- (2) 前号により契約が解除されたときは、お客様は前項(1)の料金を当社にお支払いいただきます。

10. 旅行代金の変更

旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金等の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

11. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかにご精算致します。

12. 添乗サービス

- (1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費の実費を別途申し受けます。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。

13. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます(手荷物に係る賠償限度額は当社に故意又は重大な過失がある場合を除き1人15万円)。但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物については、国内旅行は14日以内、海外旅行については21日以内)に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (2) 次のような場合は原則として責任を負いません。
天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

14. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償していただきます。
- (2) お客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

15. 個人情報の取扱いについて

株式会社日本旅行東北(以下「当社」といいます。)及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)、「当社」及び「販売店」を指して当社らといいます。

- (1) 当社らは、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、⑦アンケートお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- (2) 上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日前までにお申出ください。(注:10日前が土日・祝日の場合はその前日までにお申出ください。)
- (3) 当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します。なお当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取扱管理者氏名については、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp/tohoku/>)をご参照ください。
- (4) 当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。
- (5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室
電話：022-266-0071 F A X：022-264-3525
e-mail：sodan_tohoku@nta.co.jp
営業時間：平日 09:30～17:30

16. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

17. 旅行条件の基準日

この旅行条件は平成 年 月 日現在の運賃・料金を基準とします。

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面)

(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

平成 26 年 7 月 1 日発行

支店控

お客様名：

様

提出日：

年

月

日

観光庁長官登録旅行業第1890号（社）日本旅行業協会会員

株式会社日本旅行東北

契約前に必ずお読みください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」（以下「契約」といいます。）とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等によりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行業務取扱料金

当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、旅行業務取扱料金を申し受けます。具体的な額については別紙見積書に明示します。

3. 旅行の申込み、契約の成立

- 旅行を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に記入の上、当社が別に定める申込金とともに、当社に提出していただきます。
- 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく旅行の申込みを受けることがあります。この場合、契約はご旅行引受書を交付した時に成立するものとしします。
- 前（１）号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

4. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 当社の業務上の都合があるとき。

5. 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、第２項の取扱料金をお支払いいただきます。

6. 旅行代金とその支払い時期

旅行代金（旅行費用並びに取扱料金をいいます。）の額は別紙見積書に記載します。お申込金・旅行代金はお支払い期限までに下記の金融機関にお振り込み願います。

申込金： 円 お支払い日：平成 年 月 日
旅行代金の残額： 円 お支払い日：平成 年 月 日

振込み口座

金融機関： 銀行 支店

口座名：

口座番号：普通預金口座

7. 契約の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、当社に以下の変更手数料をお支払いいただきます。（消費税を含みます）

変更 手数料金	国内	1 運送・宿泊機関等につき 5 4 0 円
	海外	変更前の旅行費用または変更後の旅行費用のいずれか 高い方の旅行費用の 2 1 %

8. お客様による契約の解除

- お客様のご都合により契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、別紙見積書に明示した取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
- 当社の責に帰すべき事由により手配が不可能になったときは、お客様は契約を解除することができます
- 前号により、契約が解除されたときは、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる旅行費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は、収受した旅行代金からお客様が旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を除いた額を払い戻します。この規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

9. 当社による契約の解除

- 当社は、次に掲げる場合において、契約を解除することがあります。
①お客様が第 5 項の期日までに旅行代金を支払わないとき。

②お客様が第4項（2）から（4）に該当することが判明したとき。

- （2）前号により契約が解除されたときは、お客様は前項（１）の料金を当社にお支払いいただきます。

10. 旅行代金の変更

旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金等の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

11. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかにご精算致します。

12. 添乗サービス

- （1）当社は、契約責任者の求めにより添乗サービス料金を申し受けたくえて、添乗サービスを提供することがあります。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費の実費を別途申し受けます。
- （2）添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として 8 時から 2 0 時までとします。

13. 当社の責任

- （1）当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます（手荷物に係る賠償限度額は当社に故意又は重大な過失がある場合を除き 1 人 1 5 万円）。但し、損害発生の翌日から起算して 2 年以内（手荷物については、国内旅行は 1 4 日以内、海外旅行については 2 1 日以内）に当社に対して通知があった場合に限りします。
- （2）次のような場合は原則として責任を負いません。
天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

14. お客様の責任

- （1）お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償していただきます。
- （2）お客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- （3）お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

15. 個人情報の取扱いについて

株式会社日本旅行（以下「当社」といいます。）及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者（以下「販売店」といいます。）、「当社」及び「販売店」を指して当社らといいます。

- （1）当社らは、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑦アンケートお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- （2）上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の 10 日前までにお申出ください。（注：10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申出ください。）
- （3）当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します。なお当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取扱管理者氏名については、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp/tohoku/>)をご参照ください。
- （4）当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- （5）お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- （6）一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理責任者（お客様相談室長）

問い合わせ先窓口：本社お客様相談室

電話：022-266-0071 F A X：022-264-3525

e-mail：sodan_tohoku@nta.co.jp

営業時間：平日 09:30～17:30

16. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

17. 旅行条件の基準日

この旅行条件は平成 年 月 日現在の運賃・料金を基準とします。